

第四十六回国会 衆議院 内閣委員會議録 第七号

三月六日
綱島正興君委員長辭任につき、その補欠として徳安實藏君が議院において、委員長に選任された。

昭和三十三年三月十日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事伊能繁次郎君 理事内藤

理事永山 忠則君 理事八田 貞義君

理事石橋 政嗣君 理事田口 誠治君

理事山内 広君

佐々木義武君 高瀬 傳君

塚田 徹君 藤尾 正行君

保科善四郎君 前田 正男君

松澤 雄藏君 渡辺 徹郎君

渡辺 栄二君 西ヶ久保重光君

稻村 隆二君 大出 俊君

三木 喜夫君 村山 喜一君

山下 榮二君

出席國務大臣

文部 大臣 灘尾 弘吉君

郵政 大臣 古池 信三君

出席政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長) 文部事務官 宮地 茂君

(文化財保護委員會事務局長) 文部事務官 宮地 茂君

(大臣官房長) 郵政事務官 武田 功君

(郵政事務官) 郵政事務官 佐方 信博君

(郵務局長) 郵政事務官 宮川 岸雄君

(電波監理局長)

郵政事務官 増森 孝君
(人事局長) 郵政事務官 長田 裕二君
(経理局長) 委員外の出席者

文部事務官 岡野 澄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局審) 文部事務官 村山 松雄君

同外二十一一件(川野芳満君紹介)(第一〇二二二号)
同外一件(上村千一郎君紹介)(第一〇四六六号)
同(浦野幸男君紹介)(第一〇四七号)
同外一件(江崎真澄君紹介)(第一〇四八号)
同外三件(大高康君紹介)(第一〇四九号)
同(塚原俊郎君紹介)(第一〇五〇号)
同外十四件(辻寛一君紹介)(第一〇五一号)
同(徳安實藏君紹介)(第一〇五二二号)
同(内藤隆君紹介)(第一〇五三三号)
同外四件(中垣國男君紹介)(第一〇五四号)
同外一件(中野四郎君紹介)(第一〇五五号)
同外一件(早川崇君紹介)(第一〇五六号)
同外十一件(堀内一雄君紹介)(第一〇五七号)
同外一件(山口喜久一郎君紹介)(第一〇五八号)
同(早稻田柳右エ門君紹介)(第一〇五九号)
同外五件(渡辺美智雄君紹介)(第一〇六〇号)
同(上村千一郎君紹介)(第一〇九〇号)
同(佐伯宗義君紹介)(第一〇九一二号)
同(櫻内義雄君紹介)(第一〇九二二号)
同(高橋清一郎君紹介)(第一〇九三三号)
同(塚原俊郎君紹介)(第一〇九四四号)

同(福井勇君紹介)(第一〇九五五号)
同外一件(坊秀男君紹介)(第一〇九六六号)
同(松野頼三君紹介)(第一〇九七七号)
同(村山達雄君外一名紹介)(第一〇九八八号)
同外百七十一件(逢澤寛君紹介)(第一〇九九九号)
同外十三件(綾部健太郎君紹介)(第一一一〇二二号)
同(荒松清十郎君外二名紹介)(第一一一一三三号)
同外二件(池田清志君紹介)(第一一一二四四号)
同外八件(一萬田尚登君紹介)(第一一一三三三号)
同外一件(宇野宗佑君紹介)(第一一一四四四号)
同(白井莊一君紹介)(第一一二六六号)
同外一件(大石八治君紹介)(第一一二七七号)
同(大久保武雄君紹介)(第一一二八八八号)
同(丸山一平君紹介)(第一一二九九九号)
同(丸山一平君紹介)(第一一二九九九号)
同外四件(押谷富三君紹介)(第一一二三三三号)
同外六件(加藤高藏君紹介)(第一一二三三三号)
同外十一件(金子岩三君紹介)(第一一二三三三号)
同外二件(神田博君紹介)(第一一二三三三号)
同外一件(上林山榮吉君紹介)(第一一二三三三号)

同外四件(龜山孝一君紹介)(第一一二三三三号)
同(川崎秀二君紹介)(第一一二三三三号)
同外九件(菅野和太郎君紹介)(第一一二三三三号)
同外一件(木部佳昭君紹介)(第一一二三三三号)
同外一件(草野一郎平君紹介)(第一一二三三三号)
同外五件(小枝一雄君紹介)(第一一二三三三号)
同(小金義照君外二名紹介)(第一一二三三三号)
同(小島徹三君紹介)(第一一二三三三号)
同外五件(小平久雄君紹介)(第一一二三三三号)
同(小泉純也君外二名紹介)(第一一二三三三号)
同(河本敏夫君紹介)(第一一二三三三号)
同外八件(佐藤洋之助君紹介)(第一一二三三三号)
同外七件(白濱仁吉君紹介)(第一一二三三三号)
同(砂田重民君紹介)(第一一二三三三号)
同外四十七件(田口長治郎君紹介)(第一一二三三三号)
同(田中伊三次君紹介)(第一一二三三三号)
同外二十二件(田中龍夫君紹介)(第一一二三三三号)
同(田村元君紹介)(第一一二三三三号)
同外九件(高瀬傳君紹介)(第一一二三三三号)
同(千葉三郎君外二名紹介)(第一一二三三三号)
同外三件(中馬辰猪君紹介)(第一一二三三三号)

名、特別会計の職員から一般会計の職員に組みかえになります。それで二十二名、こういう次第になっております。

○山内委員　わかりました。そうしますと、これは政令が出て、こう二つに分かれたときに一名は増員ということになるわけですね。

○武田（功）政府委員　さようでございます。

○山内委員　そこで二十一名の増員をしまして宇宙通信の研究をさせるわけですが、私は別に科学技術の特別委員会もやっておるわけですが、もちろん科学技術庁設置法によりまして、航空宇宙技術研究所というのがあるわけです。どうも政府の機関が、内容がどういふふうに分かれておるのか知りませんけれども、同じようなものが出てくる、こういうような感じも受けるのですが、この科学技術庁の持っている機関と、おたくのほうで今度考えておられる電波研究所の相違というのは、どこにあるのか。どうしてもおたくのほうでこういう機関を持たなければならぬのか、その辺の考え方を伺いたい。

○武田（功）政府委員　お尋ねの郵政省の所管と科学技術庁の所管関係でございますが、郵政省のほうは、従来から電波関係全般につきまして所管しております。その付属機関といたしまして電波研究所がございまして、それが電波関係のいろいろな部門を研究し、また観測しておるわけでございます。科学技術庁のほうも宇宙開発関係を担当されておりますけれども、両省いろいろお話し合いましたしまして、事電波の研究また観測ということに関しましては、郵政省が所管するということに相

なつておるわけでございます。したがう
いまして、その電波研究所の中にい
ろんな部門がございまして、たとえば
電離層を研究する部門とかいろいろご
ざいます。そのうちの宇宙通信関係
を研究いたしております宇宙通信研究
室というのがございまして、これが現在
十三名の職員でやっておりますが、今
度鹿島につくっておりますこの分室を
整備いたしまして、今後通信衛星を
使つての宇宙通信の研究、またさらに
そのほかの衛星その他の広くそういう
方面との通信の研究、こういうことで
これを鹿島支所というふうに変更いた
します。そういう関係で今度増員をお
願ひしておる次第でございます。

○山内委員 御説明の趣旨はわからぬ
わけではございませんが、この科学技術
庁の持つております航空宇宙技術研
究所と、いま御説明のあったおたくのほ
うのこの目的を法文でもつて見てみ
ますと、いずれもほとんど同じなん
です。宇宙の利用の推進に関する基礎
的な調査、それから片方は国際協力、こ
れが一つ字が加わつてゐるだけです。
内容はまあ話しのような点にあらう
かとは思ふけれども、なるべく国の経
費を節約し、研究を一本化するとい
うたてまえからいへば、同じようなもの
はこれは統一したほうが望ましいの
で、どうもこういふふうなお役所のセ
クトで無理に分けてゐるような印象が
あるわけですね。もう少し具体的に、ど
うしてもあなたのほうも持たなければ
いかぬ、科学技術庁もやらなければい
かぬ、この相違はこうなんだとはさ
きりずばり教えていただきたい。
○宮川政府委員 電波監理局長でござ
います。電波研究所におきまして研

究いたしております一番の主体と申し
ますのは、電波の伝わり方ということ
にあると思ひます。また、郵政省とい
つたしましては、電波監理局におきま
して電波行政を担当いたしております
で、電波の伝わり方というものはいつ
もこれを研究してなければ、行政と
密着することはできない、こう考へて
おります。そういうようなことで、い
つも電波研究所と連絡をとりながら、
電波の伝わり方というようなことを研
究してまいつたわけでございますが、
宇宙通信が始まりますと、またわれ
れがいま使つてゐない宇宙のより高い
空に電波を使わなければならぬ、そ
ういふ問題が起つてまいりましたの
で、そういう方面にまでどうしても研
究を伸ばしていかなければならぬ。ま
た宇宙通信というものが現実にとつ
てまいりましたときに、特に宇宙通信
というものに関する電波伝播の問題、
こういうふうなものも特に力を入れて
研究しなければならぬ、こういうこ
とで、電波行政に直接関係するもの、そ
れから宇宙通信に直接関係するもの、こ
ういふようなものを主体といたしまし
て、そのほか、宇宙の雑音の問題であ
るとか、あるいは電波によつて宇宙物
理を研究する問題とか、そういうよう
な問題を今後電波研究所は担当してま
いりたい、こういうふうにご考へてお
るわけですね。

科学技術庁のことは、私は必ずしも
つまびらかにいたしてございませぬけ
れども、ただいま御指摘の航空宇宙技術
研究所でございまして、これはむしろ
ロケットとか、そういうことをずつ
と御研究になるものというふうに承つ
ております。

○山内委員 別にこの問題は私は立ち
入つてどうこう申し上げようとは思
ひませんが、同じ政府の機関ですか
ら、協力して効果的な研究をされる
ということが望ましいことだと思ひま
す。この点は希望だけ。こういう大事
な分野ですから、大いに研究して、協
力してやつていただきたいと思ひま
す。わが二十二名の増員でございま
すから、このことについては、大事な
仕事をされるのですから、むしろ少
いのではないかと、そんな印象も受ける
わけで、法案の問題としては私も別に
これ以上申し上げることはないと思ひ
ます。ただ郵政省の去年からいろいろ
問題になつております二、三の点を、
これから大臣以下にこの際お伺ひし
ておきたいと思ひます。

まず最初に、特定局舎が非常に老朽
いたしまして、これを改善する、こう
いう考へ方は私も同感です。この点に
おいては、一日も早くこういふ古い
のは直すべきだという考へ方を持つて
おるわけですね。ところが、たしか三
十年の年だつたと思ひますけれども、
国会で決議をいたしまして、八カ年計
を立てて、そして積み立て金の百分
の三だつたと思ひますが、この局舎の改
善に充てるという強い国会の意思が
あつたはずですね。もう八年もたつて
おるわけですが、一体この決議がどう
いふふうに実行され、現況はどうなつ
ておるのか、これをひとつ御説明いた
さう。

して、御決定になつておるものがござ
います。それによりますと、一年間に
郵便局の局舎改善のために簡易保険
の積み立て金の運用総額の百分の三は
これに充つべし、こういう御意見で
ございまして、そこで、この例を申し
上げて見ますと、簡易保険の積み立
て金の運用総額は、一千五百億を予
定しております。したがうしまして、そ
の百分の三となりまして、四十五億
でございます。そこで、三十九年度に
ございましては、それより二億多い四
十七億を簡易保険の積み立て金から直接に
この局舎の改善のほうに向ける計画を
いま立てております。したがういまし
て、その当時の百分の三という御意向
には沿つておるわけでございます。

それからなお、年額にいたしまし
て、特定局に対しては大体八億圓
程度の資金を回すように、こういふ御
意見でございしましたが、これも明年の
特定局に對しまする国営の改善資金と
しましては、八億一千万圓を予定して
おるのでございまして、したがういまし
て、これもその国会の御意思に沿つてお
ると思ひます。

は、約九十局を国費をもちまして建設
いたしておる次第でございます。
○山内委員 三十年の年に決議して、
ずっと国会の意思は実施されてゐるの
でしよう。いままでどの程度にこの
趣旨が盛られて実施されたかというこ
とを聞いておるのですよ。
○武田(功)政府委員 ただいまちよつ
と手元に歴年の資料を持ち合わせてお
りませんので、さしむきいま三十八年
度を申し上げました次第でございます
けれども、投資額といたしましては、
先ほど来申し上げました額を振り向
けております。

なお、普通局と特定局との関係で
ございまして、最近数年間いろいろと郵
便物がふえまして、また遺憾ながら
一時遅配とかそういうこともございま
したし、また特に大都市方面の取り扱
い量が非常にふえまして、主として
普通局の増築あるいは新築という方
面に回つております関係で、特定局方
面は、大体八十局から九十局という程
度の国費建築をやつておる次第でござ
います。
○山内委員 これはぜひ私も確認し
ておかなければならぬわけですね。特
定局の問題は、これからだんだんお聞
きしていきまして、将来どれだけ
まだ腐朽しておるものが残つて、現在
はどれだけ直したか、まだ将来これだ
けあるのだ、そういうふうな詳しい資
料をいただかないと、私のほうは将来
計画というものが立たないでしよう。
従来、政府はこういう方針で国会の意
思をやつてきたのかもわからぬ。これ
はぜひひとつ、きょうお持ちにならな
かつたら、この次の質問のときでけ
つから、資料をそろえて詳しく

説明をいただきたいと思ひます。

○古池國務大臣 それじゃちよつと概要的に申し上げたいと存じます。今日、日本じゅうの郵便局の数は大体、ほんとうの概数でございまして、一万六千くらいあるのでございますが、そのうちで特定局と称するものが一万四千六百局くらいございまして、これは御承知のように年々ふえてまいつております。そこで、いま問題になっております老朽化したりあるいは非常に狭隘になったという数字が、約三分の一、一万四千五、六百のうちの三分の一がその対象になっておるわけでございます。したがって、これを四千八百といま見ておられますが、この四千八百の局舎を何とか至急いろいろな手を使って改善をしたいというのが、私どもの考えでございます。それで、いまの国費で改善いたしますのは、自然比較的大きな局舎になるわけでございます。都会地におけるものでありますとか、あるいは地方においてもある程度の通信の量の多い局というところになりますから、局の数からいへば少ないかもしれませんが、大体十年間に一千局くらいはやらねばならぬと思つております。そうしますと、残るのが三千八百局になります。そこでその三千八百局の局をどうしたら早くできるかというところでいろいろ事務当局も頭を悩ましていた結果、簡易保険の積み立て金を地方自治団体に貸しまして、地方自治団体がそれぞれの局舎の所有者に貸して、そして改善を促進しようという案になっておるわけでございます。この案をとりあへず五年間の緊急措置といたしまして、二十三億円を投入して、これで千局か千二、三百局改善で

きる、こういうわけでございます。そうしますと、あと二千ないし二千四、五百というのが残るわけでございます。これが、これは今後その局舎の所有者に、大いに努力をしてもらひまして、この改善をはかつていく、さらに今後の予算と見合ひまして、できる限り国費でまかなない得るものは国費で改善をはかつていく、こういうような考えであります。

○山内委員 いま大臣の御説明の中にも、地方公共団体を通じて局舎の所有主に金を貸すというお話がありまして、実は私も、事務次官名をもつて三十八年の八月九日に五百六十六号通達で郵政局長に出されたものをいま読んで、大体の方針はそこに書かれておるわけですが、その内容についてこれからちよつと伺つていきたいと思ひます。

この通達によりまして、都道府県知事があなたのほうから令達されたものを、所有者に金を貸すわけですね。そうしますと、何年間か月賦で償還されたのか、その建物の所有権はだれにいくのか。その局舎を現在持つておる局長の所有権は変わらないと思ひますが、その点はいかがですか。

○武田(功)政府委員 そのとおりでございます。所有者であるところの局長の所有に属するのでございます。

○山内委員 そこで私は、これは非常に疑義を感じたわけですね。地方公共団体が一体をうけることができるかどうかという点なんです。なるほど地方公共団体がいろいろな金を貸す場合に、公共の施設というところで、それにひつくるめてお金を貸されるだろうけれども、しかし、終局的には局長個人

のものになるわけですね。これは明らかに自治法の違反だと私は思ふのです。その点をお聞きしたい。

○古池國務大臣 この貸し付けます先は、局長が所有しておられる局舎の改善のために使つた場合は局長に貸します。局長以外の方が局舎を持つておつてこれを国の用に提供している場合もございまして、さうな場合には、局長以外の所有者に貸すということに相なるわけでございます。

なお、この方法を講ずるにあたりましては、自治省並びに大蔵省と事務的に十分に協議をいたし、連絡の上決定したわけでございますから、私ども見まして、これに違反することはない、かような確信のもとにやつておる次第でございます。郵便事業そのものは、地方公共団体が営むことはできないことはこれは申すまでもございませうけれども、地方の各地に存在しておる郵便局舎といふものは、これは申すまでもなく日常付近の住民の方々が非常な御利用をなさる機関であります。公共の機関でございますので、これがすみやかに改善されて、きれいな局舎になり、また狭い局舎が広くなるといふことは、すなわち地方の住民の福利に密接な関係があり、この福利を向上させるものであるといふことは、これは疑いのないことであると存じます。したがって、さうな場合に地方公共団体が世話をして資金の融通をしてあげるといふことは、自治体の目的からいいますと、自治体の目的ではない、かような見解をとつておるわけでございます。

○山内委員 これは、大臣は実は御答弁にならぬほうがいいと思ひます、法解釈ですから。これは大きな違反です。それはあなたのほうで知事にお貸しになるなら、何も違反じゃない。知事のほうで今度はさういふ個人のものに、かりにその施設が公共であつても、大臣がいま言われるとおり、局長が所有しておるならまだ話がわかる。第三者が持つておつて、これは郵便局という公共の仕事に貸してあるんだ、さういふことでお金を貸して、それが改善されて何年かたは自分のものになるでしよう。ところが問題なんです。いま大臣のお話のあったことは、地方自治法の第二条、地方自治行政の基本原則にちゃんと載つておることなんです、これはやっぱり公共の施設なんです。ですから、その点を誤解されてはいけません。大臣、これは事務当局にも聞いてもらいたいのですが、たとえば私がここに家を持つておつた、土地も自分のものだ。隣が国なりだれかよその人が持つておつた。これを子供の遊び場にしますから金を地方自治体、知事に貸してくれ。そして確かに五年なり三年なり子供の公共施設として使ひでしよう。ところが、その期限が切れて完済してしまつたら、これは私の所有権です。土地は自分のものになるわけですよ。知事と所有者の間は契約を結ぶのですから、さういふ契約は違法の契約です。これは自治省の方に來ていただかなければ、ほんとうは明瞭な答えは出ないと思ひけれども、さういふ契約を結ぶわけがないのです。ちよつとそこを明らかにしていただきたい。

○武田(功)政府委員 この保険の資金を地方自治体に郵政省から貸し付けます。して、地方自治体がそれをさらに一般起債として議決をして貸し付けをする。その場合に、私もいろいろ研究いたしました。現在の地方自治のたてまえからいいますと、特に公共的な施設であるところの郵便局舎の提供者といふものに貸すことは違法ではないという解釈で、今回の措置をとつた次第でございます。

○山内委員 それはいいのです。あなたのほうでさういふ解釈をされるのはかたがたでございます。貸したその結論が個人のものになるというところに問題があるというのです。貸して仕事をやらせるのはいいですよ。そして十年なら十年たつて、その局舎は知事の所有になるのだ、それなら話はわかると思ひます。ところが、個人のものです。それはできないのです。自治体のものになるなら、これはわかるのです。だから、いま例にあげたように、個人のものになるのだという契約を結んで、知事がその事業にお金を貸せるか、私が聞いておるのはその点なんです。

○泉説明員 お答え申し上げます。現在地方公共団体は、個人に金を貸し付ける制度があるのでございます。たとえば国民年金の資金を水洗便所の改善資金に貸すとか、あるいは地方公共団体が自己資金を個人に貸し付けます例として、中小企業振興のために行ないます店舗とか、あるいは工場施設の改善資金等の貸し付けを行なつております。ただ、地方自治団体がさういふことをやります場合には、県の条例とかあるいは県議会における議決を必要とするのは当然でございますけれども、個人に貸し付ける例はこ

ざいます。そういう点もございまして、郵政省と自治省と協議しまして、今回簡保資金を特定郵便局舎改善のために出しますことは違反でないという解釈で実施した次第でございます。

○山内委員 これはいま御説明のあったとおり、地方自治体にとっては予算外の義務負担ですから、議決をとらなければ貸せないことはわかっていますよ。その議決をとらせるような指導をあなたの方のほうでやりになるということ、私は、私おかしと思うのです、政府の機関で、これはいろいろ議論もあろうかと思うし、あなた方も抜け道をずいぶん考えた上での措置だと思えますから、この次にぜひひとつ自治省の関係者の方にも来ていただいて、そういうあとで問題になったり違法の問題が出ると思いますから、この次にひとつ明らかにしたいと思えます。

そこでいま一つ、それに関連してお伺いしたいのですが、この簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律というのがあるわけです。これの第三条によって、運用の範囲のワクがちゃんときまっています。そこでその第一の「保険契約者又は年金契約者、年金受取人若しくは年金継続受取人に対する貸付」ということで、運用の範囲の限定があります。これは平たく言う、契約を結んだ人が何か必要があつて金を貸せという場合には、納めた保険金のワクとか何とか制限があると思えますけれども、金を貸し付けられると思うのです。この場合、私は年金にも保険にも何にも入っていない。私が金が借りたんだだけでも、私は資格がないから、その場合に権利のある人が金を借りて、私がそれを二

重に借りるわけです。その場合に、あなたのほうは私というものを知らぬで、その人と契約するわけだ、権利のある本人と。ところが、いまの地方自治体の貸し付けという場合、私が公然と貸してとくれと、こう言うのです。そして私の間で契約を結ぶわけなんです。この第一項の考え方は同じだと思ふのです。今度はおわかりになったと思うのです。これは第一項で、私に、関係のない者になたは貸してくれますか、契約を結んで。そこをちょっと……

○古池国務大臣 いま御引用になりました積み立て金運用に関する法律の第三条の第一項、これは御承知のように、保険に加入したとしておきます人だけに貸すわけです。そしてその加入者がすでに払い込んだ保険料の積み立てたものの額を見合はして、その範囲で貸すということでありまして、その加入者以外の人に直接保険の金を貸すということはやっておりません。また、この条文からいいますと、それはできないわけでございます。したがって、今度の場合は、地方公共団体に対する貸し付けでございます。この第一項には該当しないわけでありまして。

○山内委員 そこを私、例として申し上げたわけですよ。本人が、この契約を結んでいる第一に該当する人が借りることは認めているのです。ところが、そうでない、関係のない私が借りる場合、全然貸してくれないでしよ。要するに、ないしで権利のある人が借りて私にやるといふことは、これはこつちのほうでは、知事、地方

公共団体と大臣の間はいんですよ。ところが、知事のほうでは、今度は第三者、個人に貸し付ける、これは地方自治法の規定に反するのではない、こう言っているのです。ところが、ちゃんと契約はそうでなく、個人と結ぶのでしよ。

○古池国務大臣 これは郵政省が貸しますのは、あくまで相手は地方公共団体でございます。そうしてその資金をもとにしまして、地方公共団体の長である知事が、今度は借り主と契約を結びまして、借り主に貸すのであります。それから、直接私のほうで局長に貸すわけでございます。決してその間に法律的に不当であるとか、あるいは違法であるといふことは起こらないわけでございます。

○山内委員 大臣のほうも誤解されているのです。私はなるべく通俗に、わかりやすく申して申し上げているのが、かえって混乱されているようです。そういう大臣と知事の間は合法です。ところが、知事が個人とそういうことを結ぶといふこと、これは私は違法だと思ふ。そして、それが予算外の義務負担といふことで、その地方公共団体の議決をやらせなければならぬのです。それから、自治省は、この問題に限ってはそういう指導をやらなければならぬわけですよ。そういうところ、地方自治法の地方行政の基本原則に反するといふことを私は申し上げておきます。これはここでいまやりとりしてあるのですから、もう一ぺん御研究いただきたいと思ふのです。私もなお研究してみますけれども……

をやった場合、地方公共団体の収入はどういうことになるのですか。国の委託事務でやりになるわけですか。どういふことになりますか。

○古池国務大臣 これは国の委託事業というわけではございませんので、府県の単独事業として貸し付けるわけでありまして、その返還金は、県の財政に入ってくるわけでございます。

○山内委員 その場合に、地方自治体の収入というものは、たとえば利子もつけるでしよ、何分かその上に上置きの利子を認めるのですか。どういふことになっているのです。あるいは手数料を取れるのですか。

○泉説明員 今回の制度につきましては、結局県としましては、いわゆる県の地方住民に對します貸し付けをほかにもやっておるのでございますけれども、そういう県の地方住民の福祉増進に關する業務という形で貸し付け制度をやるのでございます。特に県の業務としてやってもらうことにしております。

○山内委員 そういう答弁が出るから、なおかしらぬのです。これは国の委託業務でしよ。あなたの方のほうと自治省で相談して、こういう仕事をやるという地方自治体にぶつけ、定員も見てやらなければ、収入も一銭もない、そういう仕事を地方自治体にやるといふ問題があるわけなんです。当然これだけの貸し付けをやるのですから、あなたのほうでは、手数料なり、あるいは何か交付税で見てもいいですよ、何かで見ないで、仕事のほうだけやる。それでなくても、地方自治体に行つてごらんない。国のほうにうものが一ぱいおつかつて困つて

おるのです。業務のふえるところに、収入もなければ何もやらぬで、命令一本で仕事をつけてしまふ。そういう考え方はおかしいので、もう一ぺん返答してください。

○古池国務大臣 ただいまの御意見、一応ごもっとものようでありまして、私も、私もとしましては、知事がその判断に基づいて公共の福祉、住民の福祉の増進のためにする仕事である。すなわち、県の単独事業として実行するわけでありまして、したがって、国の委任事業でも何でもありませんから、特に国から手数料等を支払ふ必要はない、こう考えております。

○山内委員 そういう感覚で仕事をほとんどやられますから、地方自治体の県知事や市町村長は非常に迷惑しておるので、これは御注意までに申し上げておきたいです。

そうしますと、地方には郵政局長がおいでになるわけですが、県と特定局長と、まんな中に郵政局長が入るわけですね。契約上のことは、どういふことで結ばれるわけですか。局長が代表して知事と結ぶのですか。それとも特定局長が直接契約の相手方になるのですか。

○古池国務大臣 これは知事と局舎の所有者、すなわち、改善しようといふ人との間に直接の契約を結ぶことになっております。

○山内委員 そうだとすると私も想像はできるわけですよ。そこで、さっき話の出ました予算外の義務負担といふことで、県議会がこれを拒否した場合は、全然できないわけですね。

○古池国務大臣 そのとおりでございます。

○山内委員 言えは失礼ですけれども、県としてはほとんど断絶した状態をとつてきますよ。いまお聞きしたとおりです。その裏づけになる収入もなければ、人もふやさない。何にも見ないのだ。仕事だけやる。そうして、しかも義務だけ負わせて、その地方議会の議決をとらせるというのですから、これはあなたの方の態度としては、この問題に関しては、少しやり方は権力が強過ぎると思うのです。これは反省をしていただかなければならぬと思います。

それから、昨年、大臣と組合との間でこの問題をめぐってだいたい問題が起きました。そして、それぞれ最終的にはお話し合いがついて、妥結したという事はけっこうだったと思います。が、この問題をめぐってなぜあんなに争いになったか。私は私なりに考えておるのですが、大臣の立場としては、これは管理運営の範囲内で、組合に相談の必要がないという態度をとられた。しかし、組合の肩ばかり持つわけではないけれども、この種の問題は、はたして管理運営事項として一方的にやれるものかどうか。労働条件にも重大な関係を持つてきているわけですから、そういうことで、郵政省としては、管理運営の範囲という事は、どういふふうに定義を下しておられるのか、各省ばらばらな見解もあると思うのです。この際その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○武田(功)政府委員 お答え申し上げます。公労法のきめております管理運営事項という事は、公労法上でも具体的に例示されております。解釈上むずかしい点もございますが、郵政省とい

たしまして、これとこれとこれは絶対管理運営事項といつたきめ方をしておりませんけれども、大体一般の通念としてきめられるところの、いわゆる経営権の問題といふこと、あるいは任用権の問題とか、こういったようなことを管理運営事項といひまして、交渉の対象外事項にしている次第でございます。

○山内委員 特定局長の身分というものは、これは国家公務員ということであつても、自由任用のできる特別な立場にあるわけですね。そういうことで、局舎を持つ局長が、さらに国からお金を借り出して、局長の建物との関係、それにつながる――世襲財産ではないかもしれないけれども、一家眷族が全部その従業員になつてゐる。こういうことで、規律のやかましい公務員の中にこういう問題があるために、いろいろなトラブルが起つてくるわけですね。こういう国の費用を使つて新しく局舎を建てようというふうな一つの画期的な望ましい計画を立てるので、すから、この機会にそういう世襲の制度を改めて、もっと近代的な業務に変えるのには一番よいチャンスだと思ふのです。それをまたまた特定局長の、さき方私が申し上げたとおり、所有権はどうかでも認めながらやつていくという、いつまでも近代的な形を残すということ、このことは、大臣お一人の計画ではなかつたかもしませんが、最も望ましいチャンスがのびしてゐると思ふ。どうですか、大臣、こういうチャンスに新しい近代的な経営にやつていき、そういう古くさい世襲財産の形で局長を置くという事は、改

めのお考えにはなりません。か。○古池国務大臣 率直に御説明を申し上げます。御承知のように、日本の郵便制度といふものは明治四年から発足しまして、当初各地におけるいわゆる信望のある人に郵便の仕事をお願いしてやつてゐたのが、そもそ今日特定局長の前身であることは、御案内のとおりでございます。そのために日本の郵便制度が短時日のうちに非常な発展を遂げてきたといふこと、その功績の一半はやはりこの特定局長の制度にあつたといふこと、これは否定できないと思ひます。しかし、時勢はどんどん進歩発展してまいりますから、やはりこの時勢に適合したような制度にしていかなければならぬのでございます。そこで、以前は、特定局長といふのは純粋な請負制度でございまして、郵便局舎も、局長となる以上はこれを提供せねばならぬといふ義務を負つておつた時代がございました。しかし、今日ではそういう古い考え方はいけなかつたので、いまの局長は局舎を提供するといふような義務はございません。したがつて、局舎と局長の身分というものは、法律的に申ししても無関係になつておるわけでございます。しかし、そうかといひまして、先ほど申しました一万数千にわたる局舎を一時に国が引き取つて経営するといふことは、経済的な理由から非常に困難でございます。そこで、漸次国がこれを建て直しをしていくということにしまして、局長の身分といふものと局舎とは全然関係がないものにしてしようといふわけでございます。ただし、今日他の一般公務員とは任用の方法が違つてはいないか

というお説も、そのとおりでございます。選考任用制をいまつておられます。選考任用制の趣旨といひますのは、やはりいかににおいて、郵便局の仕事は非常に公共性の強いものである、特に保険とか貯金とかいふような事業に至りましては、やはり局長の信用といふものが事業の発展に非常に関係が多いのであります。そこで、地元における信用のある人を局長にする。もちろん信用のある人でありましから、不正なことをするとかそういう人ではないのが当然でありましようし、しかも、なお事業を運営するだけの手腕、力量を持つてゐるような人、そういうような広い範囲から、いわゆる最も有能な人を起用して局長に任用するといふのが、この選考任用の趣旨でございます。

そこで、ただいま世襲といふようなことは、たゞいま世襲といふようなことが、確かに以前は世襲制度でございまして、子供は多少ほんくらでも局長になれるといふような時代もあつたので、今日ではこれは時代が許しませんが、今日では、最近では、相当郵便事業に経験を持つて、局長みずからがやつていけるような人を優先的に局長に任用する方法をとつております。それで局長の交代したような場合に、前局長と関係のある人が入らないかといひますと、これは決してそうでもございませぬ。私が最近、この局長に縁故のあると認められる人、すなわち、子供とか孫あるいはおひい、めいといふような者はもとより、その家内のはうの縁先までも調べて、大体四親等内ぐらゐに入る人が局長になつておる例はどのぐらゐあるだろうかと思つて

したら、大体最近新しく任用した局長の三分の一ぐらゐがそういう人になつておられます。そういう人の中で、それは純然たるしるうとはどのぐらゐであるか、いままで郵政事業を経験したことのない人はどのぐらゐか調べてみましたら、それはわずかに二三名ぐらゐで、そのうちのまた一割ぐらゐしかなくつたと思ひます。ですから、ほとんど大部分は、そういうやめた局長と関係のあるとはいひながら、相当郵便事業に経験を持つた人である、こういうわけでありましようから、必ずしも世襲といふことを重んじて任用したものでないといふことが言えるだらうと思ひます。今後、そういう世襲的な誤解を世間に招かないように、極力大ぜいの候補者の中から最もすぐれた人を起用していく、こういう方針でまいりたいと思つております。

なお、この特定局長問題をめぐつて、郵政事業は相当今日まで発展はしておると申しましたが、まだまだ至らない点がたくさんございます。郵便物を確実かつ迅速に送配するといふ、この重要な使命を全うするためには、もっと事業の内容を改善したり、あるいは必要があれば機械化も進めなければならませぬし、そういうふうなあらゆる問題がございまして、これを私は一月の末に郵政審議会に諮問をいたしまして、根本的に研究をしていただきたいといふことで、その答申をお待ちすることになつております。その答申があらましたならば、私は極力その答申を尊重しまして、郵政事業における大きな改革を実行してまいりたい、こんなふうに考えております。

○山内委員 大臣のいま御説明のあり

いますか。果たされた役割も大きいし、そのことを私は否定しておるわけじゃない。ただ大臣もいま決意を述べられたとおり、この機会に、前向きの姿勢で問題を解決する方向になぜ持っていくかなかったのか。どうせ古くはなっていますけれども、いろいろこれまでに残された功績もありましょうから、ある程度の評価をして貰って、それは現金をやるわけにいかなかったら、特別な公債でも発行して局長にやって、そしてそれにいまの計画の金をぶち込んで、国の建物をつくつたらいいし、また、法規上は地方自治体がやれないたてまえになっておりますけれども、これは改正すればいいわけであるから、性格としては地方自治体の仕事としてやらせてもいいものじゃない

○山内委員 大臣の誠意のある御答弁で、私も、これは一応白紙に返して、まともな御返事をいただきたい。

と申すのです。こういう地方公共団体のいろいろ問題のあるものを郵政省

けれども、こういうのは連名で出すな

とういう通牒を残すということは、私
 は望ましくないと思いますが、その点

○古池國務大臣 この問題は、御承知のように、郵政事業と地方公共団体の

もとしましては、地方の出先機関は郵政局でございますから、事務次官の

○武田(功)政府委員 いま大臣の御答弁のように、自治省のほうは、自治省の財政局長から各都道府県知事あてに通達が出ております。私のほうの次官通達は、次官から地方郵政局長あての通達でございます。

の国費で建てました特定局の局舎の数でございますが、わかりましたので、

三十一年から三十八年まで六百七十三局でございます。

ましたので、きょうの私の質問はこの程度にとどめて、次会にまた詳しくお

○應安委置慶次、文部省設置去○

会に引き続き、質疑を継続いたします。
質疑の申し出がありますので、順次

○村山（喜）委員　私は、国立大学の学
科及び課程並びに講座及び学科目に関

算委員会の一般質問の中で質問を大臣に申し上げましたが、お答えをいただ

點を質問を申し上げてみたいと存じま

たがいまして、世上におきましては、こ
ういうようなふうに分けていくという
ことになれば、大学の格差が合法化さ
れることになるのではなからうかとい
う意見があるのであります。そこで大
学では、課程制大学になるということ

うようないわゆる研究体制を持たないで、教員の養成のみを目的とする目的

行なり目的大学というのは、大学という名を冠した専門学校にすぎない、こ

ございます。そこで私は、この内容を検討をいたしてみますと、この課程制

許法に基づいて編成をされているため

こで、その各学部なりあるいは教員養成の学部であります、その特殊な

いというのに気がつくわけでありま
すが、そうやってまいりますと、一体

研究体制を維持していくことができないであらうかという点に突き当

での間に、それぞれ各大学と密接な連

すが、そういうような現在の世上の批判にこたえるためには、ここで文部省の態度を明確にしておいていただかないと、今後国立学校設置法に基づく新しい学科が造成をされ、あるいは学部の拡充をされてまいるというよりなこ

の自由という問題に大きな問題点がございますから、その経緯についてどの

されておいでになったのか、明らかに
していただきたいと思うのであります

○**灘尾國務大臣** 今回の省令を制定するまでには相当な期間をかけまして、

にまして、その結果として無定をいたしましたようなわけでございます。その

村山説明員
御説明申し上げます。

科目に関する省令の制定の基礎となり
ましたものは、昨年三月三十一日国立

て、そのような措置を省令で講ずることになったことに起因しておるもので

に省令が制定いたしましたのは、本年の二月二十五日になりましたわけで

ほかの農学部なりあるいは理化学部なり、そういうものに比較をいたしてみますと、どうもそのようなどころがない。これはやはり世上言われるように、免許法に基づき、あるいは学科学科目を中心にして考えたがために、学問的な体系が欠けていたのではないかと、いろいろ批判がなされることになるか、この際、そういう学科学科目にしたがった理由、それから学科学科目の追加希望をどういうふうな処理をしておいでになったのか、この点についてお尋ねをいたしたいと思ふのであります。

○村山説明員 御説明申し上げます。

学科学科目それから課程制と申し上げますのは、今回の省令制定によりまして新たに出来た問題ではなくて、すでに現在の大学設置基準におきまして、学部構成の類型といたしまして、学科学科目のものと課程制のもの二種類になっております。現行の大学設置基準の第三条に、「学部には、専攻により学科学科目を設ける。」と、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものと、それから課程制につきまじり学科学科目を設けることができない、これに根拠を設けることができない。これが根拠でございます。各大学は、実際問題として今回の省令制定以前からすでに学科学科目と課程制とを併用してやっておったもの、それから課程制でやっておったものがあるわけでございまして、課程制につきまじり少くも内容的に申し上げますと、現在の大学設置基準の解説の第二の第三号に「学部の種類により学科学科目とすることが適当でないときは、課程を設けることができる」としてあるが、これは広い専門分野にわた

たつて合目的の意図を持って総合的に履修させるような場合に使われる。たとえ教育養成学部において小学校課程、中学校課程というような場合もその一つである。このように説明がしてございまして、そのように、学科学科目と申ししますのは、やはり専攻の学問を基礎とした組織でありまして、課程と申ししますのは、それよりはやはり教育目標を基準にした組織ということに、この省令制定以前からすでにやっておったわけでございまして、ただ、どの大学にどう

いう学科学科目があり、どういう課程があるかということが、前回国立学校設置法が改正されてこの省令ができるまでは、法令上は明らかでなかった。現実には予算措置を基礎といたしまして、それぞれ大学の学科学科目または課程制でやっておったわけでございまして、今回これを省令といたしましては、すでに国立学校設置法の改正の際にも申し上げましたように、従来大学に置く大学は、講座制と申しております。この講座につきまじり文部省令が、この講座につきまじり学科学科目と講座、あるいは学科学科目、課程といったものは、大学の基本的な組織でございます。これを国民にも公示すること、これを要するところを考慮してございまして、従来この講座だけしか省令がなかった、省令という形ではつきりさせなかつたといふことは、バランスがとれないと考へまして、学科学科目、課程等についても以後文部省令で国民に公示することとしたのが、今回の省令制定の動機になるわけでございまして、そういう次第でございまして、この省令制定に際しまして、従来学科学科目とやっておったものを課程制

に切りかえたりしたわけではないわけでございます。

何ゆゑに教育養成の学部が課程制が適当であるかといふことは、この設置基準にもありますように、もちろん教育養成学部におきましても、学問の研究といふことは重要な使命ではありますけれども、やはり何と申しましても目標とする小学校の教員をつくる、あるいは中学校の教員をつくる、あるいはこの設置の基本的な目標であらうかと考へますので、その目標に即した組織をとつたまでということに言へようかと思ひます。

次に、この省令制定に際しまして、大学の希望がどのように反映し、採用されていくかという点でございまして、これは先ほど御説明申し上げましたように、法律制定の趣旨、それから省令制定についての意見、それからちのちの原案を示して、それに対する意見を求めるという過程におきまして話し合つたわけでございまして、率直に申しまして、御指摘のように、教員養成関係以外の学部につきまじり、あまり深刻な問題がございましては、たが、教員養成関係につきまじり、たとえは学科学科目の数をふやしては、あるいは分けてほしい、それから配列につきまじり、いろいろな御要望があつたわけでございまして、しかし、これは教員養成学部も含まれて、省令として公示いたします以上は、大学の事態を単に羅列するだけではなしに、若干その学科学科目の配列だとか、あるいは学科学科目の配列につきまじり、同じこととあれば各大学順序を同じにしたいとか、あるいは同じ事柄を目標としておる講座ないし学科学科目、沿革上違つ

た名前をとつておるようなものについては、もし大学間で話し合いがつくものであれば、名前についても統一してほしいといふような御要望を申し上げまして、ほかの学部につきまじり、ある程度話し合いがつかないが、教員養成の学部につきまじり、先ほど来御指摘のようには、ほかの学部のようないくつかの学科学科目が並んでおるといふような慣例もございまして、それからどういふ学科学科目が並んでおるといふような慣例もございまして、それから学部の性質上、いわば人文、社会、自然、それから芸術、体育に及ぶあらゆる種類の科目が並んでおるわけ

でございます。これを大学の希望のまゝに羅列するといふことでは、省令としてのいいい整いせんので、配列の順序等はなるべくならば一定の基準に従つてやつていただくようにお願いしたわけでございまして、それから数をもつとふやしてほしいといふ御要望に對しましては、これは大学のありべき姿を表現するといふよりは、現にある教員組織を反映するといふのがその特質になつておりますので、そもそも定員の配当がないようなものは、かりに授業することが必要な科目でありまして、これは学科学科目として、組織として表示することは必ずしも適当でない。したがうして、学部、学科学科、課程の性質にいたしまして、主

要な必要科目であつて、現に定員の配当があるものを、一定の配列基準に従つて配列したわけでございまして、御要望がありまして、たとえば定員の配当がないものについては書きようがないといふ場合もございまして、それから教員養成学部につきまじり、先ほど来御指摘のようには、あるべき基準をつくるべきだといふ議論もい

ろいろなされておりますので、科目の表示もこの際は一応最小限度にとどめて、そういう基準等が固まつてまいりましたならば、それに應じて改正する余地を残しておくことのほうが適当ではなからうか。これは法律、政令ではございまして、単に文部省令でございまして、実質的な必要があれば何とでも直せるわけでありまして、議論が多い問題については、むしろ最小限の規定を制定当初においてはやりまして、将来必要に応じて直していくという態度をとつたほうが適当であらうと考へまして、教員養成関係学部につきまじり、結果的に大学の御要望があまり入っていないようなことになつておりまして、かなり御不満もあつたわけでございまして、手続といたしましては、不満もあるけれども、この際はこれでスタートしてもやむを得ないといふ御了承のもとに省令化の措置をとつた次第であります。

○村山(書)委員 経緯についてはわかるのですが、国大協で基準要項といふものをつくつて、その中で、教員養成の特殊性にかんがみ縦の系列と横の系列とをかみ合わせたものになければならないといふので、御承知のようにそれぞれ基準が示されてまいつて、それに基づいて大体話が進められたと聞いたのですが、その国大協の二方案ができるまでの間に、文部省はそれに積極的に参加して、その中で指導もしておいでになつたといふふうに承つておるわけですが、そういたしますと、基準要項といふものを将来設定をするんだ、こういうふうに解釈してよろしいですか。その点はどうですか。

○村山説明員 御説明申し上げます。

教員養成関係の基準要項というところでいろいろ論議されておりますものに、実は二つあります。一つは先生御指摘の国大協ということでございますが、厳密に申しますと、国立大学ではございまして、また国大協とは別の組織で教育大学協会というものがございまして、これは教員養成関係の学長、学部長、それから教官の代表、それから付属学校も含めた組織でございまして、教員養成関係のあり方、基準等を検討してある団体でございまして、この国立大学協会が検討しておりますのが一つございまして、これは茨城大学の二方学部長が中心になっておるものでござい

ます。それからもう一つは、教育職員養成審議会という文部大臣の諮問機関がございまして、東京学芸大学の学長の高坂正顕先生が会長でございまして、その教育職員養成審議会におきまして、教育養成のあるべき基準、特に教育課程の基準につきまして、検討を進めております。

この二つが、教員養成関係の基準要項として人々の口にのぼるものであらうかと思ひます。いずれの場合にいずれをさしておるか必ずしも明瞭ではありませんが、その二つのうちのいずれかと思ひます。この二つの作業は、いずれも現在進行中でございまして、まだ最後のまとまりがございまして、それぞの委員会できまして中間的な結論はもうすでにできておまして、この中間的な結論を関係大学にも流しまして意見を聴取して、できるだけ多数の意向を反映したいものにしたというところで、慎重に練られておる段階

でございまして。この両団体の基準要項作成の段階に文部省が加わっておるかというお話でございまして、教育職員養成審議会のほうは、これは文部大臣の諮問機関でございまして、当然教員養成課が主管課となりまして、事務もやっておりますし、それから審議に必要な資料の提供等もやっておりますので、文部省とは別建てになってお

りますので、主管の職務として関係はいたしておりますけれども、主管課長等は、必要に応じてその会合に招待を受けまして、実情の説明なり意見の表明はしておるかと思ひますが、そのほうは文部省がやらしておるというふうな筋合いのものではございまして、大学が自主的に検討しておるという性質を持つものでございまして、基準要項をつくる、それによって全部統制するのということでありま

す。○村山(書)委員 最後に聞いたのは、基準要項はまだできておりませんので、その取り扱いにつきましてはまだきまつておりませんが、一応取り扱いとして考えられる点を申し上げますと、一つはこれは大学に関する基準でございまして、現在の大学設置基準に盛り込み得るようなものであればそれを盛り込んで、大学設置基準そのものを改定していくという方法もござい

ます。それから、そのような方法が適当でない、たとえば非常にこまかいものであるといふと、従来とも、文部省で各学部関係につきまして専門家を集めまして、たとえば法学部とか

文学部、農学部、工学部、理学部、各学部について望ましい基準の細目要項はどうかあるべきかというふうな検討をいたしたこともございまして。そういう場合、かなりこまかい要項がござい

たような場合には、それについて必ずしも全体が一致した意見というものが容易に出てこない関係もありまして、いわば参考資料として大学に配付するといったようなやり方もあり得るわけでありまして、それからまた第三の場合には、現在の大学設置基準や参考資料といった形以外の方法もまたあり得るかと思ひますが、どのような取り扱いをいたすかは、現在まだきめておりません。いずれにいたしましても、權威ある審議会ないしは教員養成関係の全体が参加して練っておる基準要項でございまして、できましては、何らかの形で役立たせたいという気持ちでおる次第でございまして。

○村山(書)委員 まだ未決定だということですね。基準要項を文部省で設定するということはまだ未決定だ、それは将来参考資料にし、指針にすることとあり得る、こういふふうに理解してよろしいですか。というのには、教員養成の問題が、省令化の問題と結びつけて、なしくずしに昔のような教員養成の過程をたどるのではなからうかという世上の心配があるわけですね。そうして大体学科目というものは、学問の研究の体制が進み、世の中が進んでいけば、それに即応して変化していかなければならぬものである、それを文部省が省令化していくこと自体が間違いないだ、そういう意見もあるわけ

でございまして。そういうふうな中

あって、あなた方が基準要項案であるうちはまだよろしいわけでありまして、基準要項としてきまつたものを文部省で設定をして、全国の各教育

学部なり学芸学部がそのとおりの線でないかなければならないということになったら、まさしくこれは教員養成の国家統制にほかならないと思ひます。だから、その点については、これは指針にし、あるいは参考資料にするという程度であるならば、大学の自主性というものは残りますから、その点までは私は許可できますが、その基準要項というものをきまつるときは、それでやるといふことになりまして、これは予算も握り、定員を握って乗り出してきた場合には、非常に問題が出てくると思うのですが、その点については、大臣いかがお考えになつて

いるのか、この点は明らかにしていた

だけしたいわけでありまして。○灘尾国務大臣 ただいま村山審議官からお答えいたしましたとおりと、私も思っております。現在の制度のもとにおきまして、大学の性格を変えるとか、本質を変えようかというふうな考え方はいたしておりません。ただ、教員養成の問題につきましては、重要な課題といたしまして、文部省として検討いたしておるところであります。御承知のように、かつて中央教育審議会の答申を得たこともござい

ます。この問題は、教員の資質向上という観点からいたしまして重要な問題として検討しなければならぬ、かように考えております。現在の制度のもとにおきまして、妙な取り扱いをするとか、変なことをたくさんおるとかい

うふうなことはしないものと、ひとつ御了承いただきたいと思ひます。○村山(書)委員 そこで大臣に重ねてお尋ねいたしますが、この基準要項案というものをつくる過程の中で、いろいろ当事者が苦勞をした点が掲げて説明がしてあるのを私見たのでありま

す。その中身を見てみますと、いわゆる大学のカリキュラムの基本的な形態がまだ未確定であるところから、教員の授業負担の算出がでないというところに、定員の算出の基礎がない。だから、この点については考えられなければならないのだが、一応標準の規模としてはどういふものが適当であるかというところで、三百名の養成を中心とする学科目の例示がなされておる。その中で、教員のいわゆる負担、そういうような点から考えていくならば、カリキュラムの基本的な類型が明確にきまつた場合には、定員の算出は明らかにできるであらうか。だから、そういうような方法を考へてま

いりますと、大学の教育課程なり履修の方法というものが、国のほうで教員の定数を定めていく基本的な算出の方法の中から逆に浮かび上がってくるのではなからうかという心配がなされておるわけですが、いまの大臣のお答えは、そういうような妙なことはしないのだということでございます。それで安心していいと思ひますが、その点はどうなんですか。○灘尾国務大臣 どうも専門的なことでありますので、私的確な答えはいたしかねるのでありますが、やはり大学の教育の内容、やり方等につきましては、何と申しまして大学を中心

であります。今後、まだいろいろそういう点におきまして改善を要する点もございまして、発展をしなければならぬ点もあらうかと思ふので、それに即応いたしまして、大学の定員その他のことは考えてまいりたいと思ふのであります。

○村山(喜)委員 この前私予算の一般質問の中で、大臣に三点についてお答えを願いたいということで答弁を求めたわけですが、第一点は、課程制大学になつても差別をしないのだということとは明確に言われました。それからこの省令によつて、課程制大学、学科制大学、それに課程制大学というふうな、それを体制化して大学の格差を合法化しようというふうなものでないのだということでお答えいただいた。第三点のいわゆる授業科目というものは、大学の自主性に基いて決定すべきものだと思ふが、その点についてはどうかということに対して質問をいたしたのには、当時お答えにならなかつたのです。ですから、この際明らかにしていただきたいのであります。

○村山(喜)委員 この前私予算の一般質問の中で、大臣に三点についてお答えを願いたいということで答弁を求めたわけですが、第一点は、課程制大学になつても差別をしないのだということとは明確に言われました。それからこの省令によつて、課程制大学、学科制大学、それに課程制大学というふうな、それを体制化して大学の格差を合法化しようというふうなものでないのだということでお答えいただいた。第三点のいわゆる授業科目というものは、大学の自主性に基いて決定すべきものだと思ふが、その点についてはどうかということに対して質問をいたしたのには、当時お答えにならなかつたのです。ですから、この際明らかにしていただきたいのであります。

○村山(喜)委員 この前私予算の一般質問の中で、大臣に三点についてお答えを願いたいということで答弁を求めたわけですが、第一点は、課程制大学になつても差別をしないのだということとは明確に言われました。それからこの省令によつて、課程制大学、学科制大学、それに課程制大学というふうな、それを体制化して大学の格差を合法化しようというふうなものでないのだということでお答えいただいた。第三点のいわゆる授業科目というものは、大学の自主性に基いて決定すべきものだと思ふが、その点についてはどうかということに対して質問をいたしたのには、当時お答えにならなかつたのです。ですから、この際明らかにしていただきたいのであります。

○村山(喜)委員 この前私予算の一般質問の中で、大臣に三点についてお答えを願いたいということで答弁を求めたわけですが、第一点は、課程制大学になつても差別をしないのだということとは明確に言われました。それからこの省令によつて、課程制大学、学科制大学、それに課程制大学というふうな、それを体制化して大学の格差を合法化しようというふうなものでないのだということでお答えいただいた。第三点のいわゆる授業科目というものは、大学の自主性に基いて決定すべきものだと思ふが、その点についてはどうかということに対して質問をいたしたのには、当時お答えにならなかつたのです。ですから、この際明らかにしていただきたいのであります。

○村山(喜)委員 この前私予算の一般質問の中で、大臣に三点についてお答えを願いたいということで答弁を求めたわけですが、第一点は、課程制大学になつても差別をしないのだということとは明確に言われました。それからこの省令によつて、課程制大学、学科制大学、それに課程制大学というふうな、それを体制化して大学の格差を合法化しようというふうなものでないのだということでお答えいただいた。第三点のいわゆる授業科目というものは、大学の自主性に基いて決定すべきものだと思ふが、その点についてはどうかということに対して質問をいたしたのには、当時お答えにならなかつたのです。ですから、この際明らかにしていただきたいのであります。

と省令なりあるいは指導方針に基づいて、それで縛り上げていくということになりますと、大学の自発的な意思というものが、自主性というものが、それがなくなるということになると私は思ふのであります。その点はやはり授業科目については、大学の自主性を尊重して、責任を持ってもらふような体制をつくっていくのだということを明らかにしていただかなければ、非常に問題があると思ふので、この点を大臣からお答えを願いたいと思ふのであります。

○難波国務大臣 授業科目につきましては、大学設置基準の趣旨に従つて、大学が自主的に編成、実施しておることとさせていただきます。この点につきましては、将来省令によつて個々の大学の授業科目まで文部省で規制する考えは持っておりません。

○村山(喜)委員 私は、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の問題については、一応これで質問を終わりますが、ここで行政監察月報の五二の十一ページ、それから十四ページ、これに、今回文部省の国立学校設置法の一部を改正する法律の中で、これは文部省設置法に關連があるわけでありまして、原子炉工学研究所を東京工業大学、それから宇宙航空研究所を東大に設置するように予算の上ではなつておるわけでありまして、そこでこの行管が指摘していることについて、どのような立場で、これからこういうような研究所を設置されたあとの運営をおやりになるのかという、基本的な考え方についてお伺いをしておきたいのであります。行管はどのような立場でこういうような意見書を出しているのか、行政管理庁に聞かなければわからないのであります。それを受けて、文部省は一体どういうような立場で今後やっていくのだという御意思を持っておいでになるのかということでありまして、それは、宇宙開発について十四ページに書いてあります。「科学技術庁と東大生産研との間で行なわれているロケットに関する試験研究については「云々」ということで「協調対策が講ぜられず、このため、研究が重複したり、施設の二重投資が行なわれており、または、将来そのおそれのあるものがみられる。」というふうなように掲げてあるわけでありまして、そして宇宙開発推進本部を科学技術庁は今後昭和三十一年からやることになつていくということ、気象観測用のロケットの開発等も、科学技術庁で進めてきている。そうすると、東京大学の現在行なつておられますことや、宇宙航空研究所が将来開発を進めていく場合、科学技術庁のそういうものと重複をしていくのじゃないかという指摘がなされているわけですが、これ等については、どのような基本的な考え方をお立てになつておられるのかという点をお尋ねしているわけでありまして、というものは、東海村の原子力研究所の問題が科学技術特別委員会において取り上げられ、新聞紙上においても非常に問題として取り上げられて出ているわけでありまして、その原子炉工学研究所というものが今度工業大学に置かれるというふうになりますと、一体どういうふうな今後運営を考えていけばいいのかわからない点をお考えにならなければならぬ。というのは、指摘をされております。

○村山(喜)委員 私は、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の問題については、一応これで質問を終わりますが、ここで行政監察月報の五二の十一ページ、それから十四ページ、これに、今回文部省の国立学校設置法の一部を改正する法律の中で、これは文部省設置法に關連があるわけでありまして、原子炉工学研究所を東京工業大学、それから宇宙航空研究所を東大に設置するように予算の上ではなつておるわけでありまして、そこでこの行管が指摘していることについて、どのような立場で、これからこういうような研究所を設置されたあとの運営をおやりになるのかという、基本的な考え方についてお伺いをしておきたいのであります。行管はどのような立場でこういうような意見書を出しているのか、行政管理庁に聞かなければわからないのであります。それを受けて、文部省は一体どういうような立場で今後やっていくのだという御意思を持っておいでになるのかということでありまして、それは、宇宙開発について十四ページに書いてあります。「科学技術庁と東大生産研との間で行なわれているロケットに関する試験研究については「云々」ということで「協調対策が講ぜられず、このため、研究が重複したり、施設の二重投資が行なわれており、または、将来そのおそれのあるものがみられる。」というふうなように掲げてあるわけでありまして、そして宇宙開発推進本部を科学技術庁は今後昭和三十一年からやることになつていくということ、気象観測用のロケットの開発等も、科学技術庁で進めてきている。そうすると、東京大学の現在行なつておられますことや、宇宙航空研究所が将来開発を進めていく場合、科学技術庁のそういうものと重複をしていくのじゃないかという指摘がなされているわけですが、これ等については、どのような基本的な考え方をお立てになつておられるのかという点をお尋ねしているわけでありまして、というものは、東海村の原子力研究所の問題が科学技術特別委員会において取り上げられ、新聞紙上においても非常に問題として取り上げられて出ているわけでありまして、その原子炉工学研究所というものが今度工業大学に置かれるというふうになりますと、一体どういうふうな今後運営を考えていけばいいのかわからない点をお考えにならなければならぬ。というのは、指摘をされております。

○村山(喜)委員 私は、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の問題については、一応これで質問を終わりますが、ここで行政監察月報の五二の十一ページ、それから十四ページ、これに、今回文部省の国立学校設置法の一部を改正する法律の中で、これは文部省設置法に關連があるわけでありまして、原子炉工学研究所を東京工業大学、それから宇宙航空研究所を東大に設置するように予算の上ではなつておるわけでありまして、そこでこの行管が指摘していることについて、どのような立場で、これからこういうような研究所を設置されたあとの運営をおやりになるのかという、基本的な考え方についてお伺いをしておきたいのであります。行管はどのような立場でこういうような意見書を出しているのか、行政管理庁に聞かなければわからないのであります。それを受けて、文部省は一体どういうような立場で今後やっていくのだという御意思を持っておいでになるのかということでありまして、それは、宇宙開発について十四ページに書いてあります。「科学技術庁と東大生産研との間で行なわれているロケットに関する試験研究については「云々」ということで「協調対策が講ぜられず、このため、研究が重複したり、施設の二重投資が行なわれており、または、将来そのおそれのあるものがみられる。」というふうなように掲げてあるわけでありまして、そして宇宙開発推進本部を科学技術庁は今後昭和三十一年からやることになつていくということ、気象観測用のロケットの開発等も、科学技術庁で進めてきている。そうすると、東京大学の現在行なつておられますことや、宇宙航空研究所が将来開発を進めていく場合、科学技術庁のそういうものと重複をしていくのじゃないかという指摘がなされているわけですが、これ等については、どのような基本的な考え方をお立てになつておられるのかという点をお尋ねしているわけでありまして、というものは、東海村の原子力研究所の問題が科学技術特別委員会において取り上げられ、新聞紙上においても非常に問題として取り上げられて出ているわけでありまして、その原子炉工学研究所というものが今度工業大学に置かれるというふうになりますと、一体どういうふうな今後運営を考えていけばいいのかわからない点をお考えにならなければならぬ。というのは、指摘をされております。

すように、基礎的、学問的な研究というものは、これは大学の研究機関に任せて、そして日本原子力研究所というふうなところには、いろいろな角度からの要請がまいておるのでありますから、そういうような産業技術開発の面について要望にこたえるという体制をとるべきじゃないかということ、すでに問題として指摘をされておるわけでありまして、そういう立場からお考えになるのか。それとも、同じような競合した立場の中で今後研究体制を推進していくという考え方をお立てになつておられるのか。行管の指摘はさることながら、それについてはこういう意見を持つておられるという文部省の考え方があるならば、この際お聞かせ願いたいのであります。

○岡野説明員 まず第一に、宇宙開発の問題について御説明申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題でございます。元來日本の宇宙科学の研究は、御承知のように国際地球観測年を契機といたしまして、東京大学の観測ロケットによる科学的な研究が発達して今日に至つておるわけでございます。それで、大学の研究と各省の研究をどう調整するかという問題が問題になつたわけでございます。その点につきましては、総理府に宇宙開発審議会という審議会がございまして、それが審議を重ねまして、その審議会の答申が、三十九年の二月三日に総理府に提出されたわけでございます。その内容といたしましては、ただいま御指摘のあるような問題につきましては、今後宇宙開発審議会を話し合ひの場として重複したり競合したりしないように考慮すべきであるということ

○岡野説明員 まず第一に、宇宙開発の問題について御説明申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題でございます。元來日本の宇宙科学の研究は、御承知のように国際地球観測年を契機といたしまして、東京大学の観測ロケットによる科学的な研究が発達して今日に至つておるわけでございます。それで、大学の研究と各省の研究をどう調整するかという問題が問題になつたわけでございます。その点につきましては、総理府に宇宙開発審議会という審議会がございまして、それが審議を重ねまして、その審議会の答申が、三十九年の二月三日に総理府に提出されたわけでございます。その内容といたしましては、ただいま御指摘のあるような問題につきましては、今後宇宙開発審議会を話し合ひの場として重複したり競合したりしないように考慮すべきであるということ

○岡野説明員 まず第一に、宇宙開発の問題について御説明申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題でございます。元來日本の宇宙科学の研究は、御承知のように国際地球観測年を契機といたしまして、東京大学の観測ロケットによる科学的な研究が発達して今日に至つておるわけでございます。それで、大学の研究と各省の研究をどう調整するかという問題が問題になつたわけでございます。その点につきましては、総理府に宇宙開発審議会という審議会がございまして、それが審議を重ねまして、その審議会の答申が、三十九年の二月三日に総理府に提出されたわけでございます。その内容といたしましては、ただいま御指摘のあるような問題につきましては、今後宇宙開発審議会を話し合ひの場として重複したり競合したりしないように考慮すべきであるということ

○岡野説明員 まず第一に、宇宙開発の問題について御説明申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題でございます。元來日本の宇宙科学の研究は、御承知のように国際地球観測年を契機といたしまして、東京大学の観測ロケットによる科学的な研究が発達して今日に至つておるわけでございます。それで、大学の研究と各省の研究をどう調整するかという問題が問題になつたわけでございます。その点につきましては、総理府に宇宙開発審議会という審議会がございまして、それが審議を重ねまして、その審議会の答申が、三十九年の二月三日に総理府に提出されたわけでございます。その内容といたしましては、ただいま御指摘のあるような問題につきましては、今後宇宙開発審議会を話し合ひの場として重複したり競合したりしないように考慮すべきであるということ

○岡野説明員 まず第一に、宇宙開発の問題について御説明申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題でございます。元來日本の宇宙科学の研究は、御承知のように国際地球観測年を契機といたしまして、東京大学の観測ロケットによる科学的な研究が発達して今日に至つておるわけでございます。それで、大学の研究と各省の研究をどう調整するかという問題が問題になつたわけでございます。その点につきましては、総理府に宇宙開発審議会という審議会がございまして、それが審議を重ねまして、その審議会の答申が、三十九年の二月三日に総理府に提出されたわけでございます。その内容といたしましては、ただいま御指摘のあるような問題につきましては、今後宇宙開発審議会を話し合ひの場として重複したり競合したりしないように考慮すべきであるということ

でございますので、文部省といたしましては、この答申を尊重いたしまして、宇宙開発審議会において各省との問題を調整願うという態度でございます。

なお、今回東大に設置いたします宇宙航空研究所につきましては、この答申におきましても、新たに大学の共同利用の研究所として宇宙航空研究所を大学につくるべしという御答申もいただいておりますし、この問題は、さらに古くは三十七年の五月、学術会議からも大学の研究所を総合化するようという勧告がありまして、それをも受けて、今回東大に全国の大学の共同研究の場として宇宙航空研究所をつくるということにいたしましたわけでございます。

なお、原子炉の問題につきましては、日本原子力研究所は、御承知のように、その研究の中心がますますプロジェクト研究、開発研究に置かれるのであります。大学における研究は、ただいま御意見がございましたようにあくまでも基礎的な研究でございます。その間の競合はあまりないというふうなことを考えるわけでございます。

○村山(喜)委員 その点は、原子力研究所の今後の使命というものは、やはり原子力開発長期利用計画に基づいて研究、開発、サービスという部面を担当されなければならぬわけでありまして、けれども、その中では、やはりそういうような産業界の要請に應ずるというのが主体になるべきで、大学の場合には、やはり基礎的な研究の部面に重点を置いていくのだということで、競合はしないものだと思うのであります。しかしながら、行政管理庁の指摘

○村山(喜)委員 その点は、原子力研究所の今後の使命というものは、やはり原子力開発長期利用計画に基づいて研究、開発、サービスという部面を担当されなければならぬわけでありまして、けれども、その中では、やはりそういうような産業界の要請に應ずるというのが主体になるべきで、大学の場合には、やはり基礎的な研究の部面に重点を置いていくのだということで、競合はしないものだと思うのであります。しかしながら、行政管理庁の指摘

○村山(喜)委員 その点は、原子力研究所の今後の使命というものは、やはり原子力開発長期利用計画に基づいて研究、開発、サービスという部面を担当されなければならぬわけでありまして、けれども、その中では、やはりそういうような産業界の要請に應ずるというのが主体になるべきで、大学の場合には、やはり基礎的な研究の部面に重点を置いていくのだということで、競合はしないものだと思うのであります。しかしながら、行政管理庁の指摘

事項には、そういうような分野が明確でないという点が指摘をされているわけですね。ですから、私は文部省は文部省の、特に大学の場合には、大学における研究という問題から、この二つの付置研究所を設置するという点については賛成でいいけれども、その点につきましては、今後そういうような指摘を受けたときに、自分たちの立場はこうだということを明確にして、相手を説得するような形をとってもらわなければならぬかと思ひます。その点を要望申し上げておきたいと思ひます。

もう一つ、こういうのが指摘をされているわけですね。やはりこのナンバー五二の二一ページ、今回文部省の予算によりますと、二千二百五十五名の科学技術者の養成計画のためにこういう学部の増設等をしたのだという説明が、予算書の中にございまして、ところが、この指摘を見てみますと、いままでの科学技術者の養成計画というのは、学科についての調整が行なわれていない、だから、理工系学生増募計画というのは実情に即しない点がある。昭和四十四年度から実施予定の第二次計画樹立にあたっては、関係機関との連絡調整を密にしてそこを来たさないように配慮すべきである、こういう指摘を文部省が受けておられるわけでありまして、これは総数はほとんど上回ったということになっておりましてありますけれども、実際学科ごとにこれを検討してみますと、非常に凹凸がある。それから私学のほうで養成計画が進められていたもので、そのために国立のほうで調整をとってその養成計画をやめたのだ、こういうのがこの指摘の中に出てくるわけ

であります。それについては、文部省として今回二千二百五十五名の養成をするためにこのような学部をつくられた、そうすると、これは三十九年度からであります。昭和四十四年度から第二次計画樹立にあたっては、調整をとりなさいということが指摘をされておる。これについては、文部省はどういうふうに科学技術者の養成という面においてやっておいでになったのですか、その点を明らかにして、この二千二百五十五名の養成が必要であるという客観的な資料というものを示していただきたいと思ひますが、その点どうですか。

○村山説明員 昭和三十六年以来やってまいりました一万六千人改め二万人増募計画の学科別の構成が、実情に即していないのじゃないかという御指摘でございまして、これは率直に申し上げます、科学技術者養成計画の学科別の内訳は、需要そのものが必ずしも正確に出ておらなかったと申し上げてよろしかろうと思ひます。大体の傾向といいたしましては、機械、電気、応用化学といった分野が一番不足して、それから土木、建設あるいは応用物理といった学科がそれに次ぐといったようなことがいわれておりますが、それが大体何%になるか、あるいは何人になるかというところまで正確な測定は、できておりません。そこで文部省としましては、総額二万人の中で、重点と思われる機械、電気、化学を中心として配分いたしましたわけでありまして、実情に著しくそぐわないとは思ひますが、それと比べておる次第でございまして、それから今後の問題といたしまして

は、需要計画そのものがまだはつきりできておりませんし、今後需要計画ができたといつても、学科別に十分だれをも納得させるような根拠のある配分計画を立てることは、むずかしいかろうと思ひます。したがって、今回の学生増員につきましても、将来の科学技術者の必要、それからベビーブームが近く来るといったような事情を勘案いたしまして、必ずしも分野別に正確だという自信はありませんけれども、とにかく需要のほうは大人数が見込まれるので、どういふ場合でも決してむだになることはない内輪の数字として計画した次第でござい

ます。○村山(喜)委員 三二ページに詳しく出ているわけですが、この計画の分野別の策定というものが非常に不明確であつたという指摘を受けているわけですね。というのは、非常にむずかしい問題だと思ひます。なるほど産業面の需要関係を考えた場合には、とてもそういうような計画どおりにいくものでもないと思ひますが、問題は、そういうような指摘を受けて、そして今回昭和四十四年度から第二次計画を発足させる前提として、昭和三十九年の学科設定拡充がなされておられるわけですね。そして二千二百五十五名の養成をするためにこれだけの定員をふやして、それと比べておられるわけですね。そういう形が出てきているわけですね。それと比べておられる条件としてお考えになつておられるのか、その点を明確にしたい。○村山説明員 今回の増員は、第二次計画の前提と申しますか、内数と考え

ております。○村山(喜)委員 その場合に、今回大学関係の教職員が増員になります。この中で指摘をされているのは、学生の増募計画に伴うところの教職員の増員計画がない、施設の計画が教職員の計画に伴っていない、こういう指摘がされておる。そういうようなところからいいますと、いわゆる教職員の充足率というものを資格別に調べてみたら、特に助教の充足率が非常に悪い。これは四六%から七二%の間にどまっています。こういうような点を考えた場合に、定員を増加したのに、その増加定員を収容できない大学の事例等が見られる。これは教授陣がそろっていないから、こういう指摘がなされるわけ

あります。○村山説明員 国立学校の学部、学科の設置計画につきましては、大学のほうで予定した教官の定数に対する充足の見通しも立てて御要求になっておるわけではございまして、それを文部省としましては予算措置をしておりますので、充足はできるものと考えております。現実の問題といたしまして、従来新設の学科等で助教以下に充足状況が必ずしも一〇〇%にいかない、七、八割程度にとどまっておられるのは事実でございますが、大体学科を設置した場合の教授充足のやり方と申しますのは、と

りあえず関連学科の助教、講師等を教授に充てる、あるいは近接の大学の大学院等から研究業績のあつた者を助教に採用するというやり方で、いい人を得るためにきわめて慎重な手続

をやりますので、時間的なおくれが若干あるわけではございますが、時間をかければ大体充足できる、かように考えております。それに対応いたしまして、大学院の充実に計画なども並行的に進めておる次第でござい

ます。○村山(喜)委員 いま審議官から話がありまして、教官の需給計画というものは、当該校に一任をされている。こういう姿の中で、文部省の科学者養成の教官というものが処置されてきた、そういうようなところから問題があるのじゃないかという指摘がされている。そして計画が私立学校の増員分とのおそがでてきたために、国立学校の定員増募数を四千三百名減少した例等が見られる、こういう指摘もされております。充足率は七、八割だつたらいいけれども、四六・八%という充足率の学校もあるじゃないか、こういう指摘をされている中で、あなた方がここに定員として三千八百五十一名の国立学校の教職員の増員要請をなさ

れておられる。ところが、これが十分に充足されないということになる、非常におかしなかつたことになると思ひましたので、その点の説明を求めたわけでありまして、行管のほうで指摘されておるのこの言われる前に、もっとやはり大学の教授、教官の養成という問題については、しかしながら博士課程の大学院を卒業する者が、学校のほうの研究、教育者として残る分野が一体今日ほどなつておられるのかというように、ことを考えてみるならば、まことに

は、大変に思ひます。それから、もつとそういう方面について確保をされるように大臣に要請を申し上げておきたいと思ひます。

○村山(喜)委員 審議官から話がありまして、教官の需給計画というものは、当該校に一任をされている。こういう姿の中で、文部省の科学者養成の教官というものが処置されてきた、そういうようなところから問題があるのじゃないかという指摘がされている。そして計画が私立学校の増員分とのおそがでてきたために、国立学校の定員増募数を四千三百名減少した例等が見られる、こういう指摘もされております。充足率は七、八割だつたらいいけれども、四六・八%という充足率の学校もあるじゃないか、こういう指摘をされている中で、あなた方がここに定員として三千八百五十一名の国立学校の教職員の増員要請をなさ

れておられる。ところが、これが十分に充足されないということになる、非常におかしなかつたことになると思ひましたので、その点の説明を求めたわけでありまして、行管のほうで指摘されておるのこの言われる前に、もっとやはり大学の教授、教官の養成という問題については、しかしながら博士課程の大学院を卒業する者が、学校のほうの研究、教育者として残る分野が一体今日ほどなつておられるのかというように、ことを考えてみるならば、まことに

それと、先ほど申し上げました文部省令の第三号につきましては、私は、他の学部については問題を持つておるわけではありませんが、学芸学部なりあるいは教育学部の場合には、ここに学科目として例示されたものを見てみても、中にはこれは授業科目に値しないようなものではないかと思われよう。学問的な体系という点から見たら、まことに不十分であると思ひますから、将来これらの点につきましては、まだいろいろな意見もあつたといふことも、審議官からの報告にございまして、十分に十分のものであると思ひまされませんので、今後は正をしていただきますように要望を申し上げまして、私の質問を終わります。

○徳安委員長 三木喜夫君。

○三木(喜)委員 文部省設置法の一部改正案の全体につきまして、いろいろまだ重要な問題がございまして、私も聞きたいと思ひますが、しかし、それは後にいたしまして、きょうは主として文化財保護委員会に関し質問したいと思ひます。なかんずく姫路城工事竣工に伴つて減員になる問題に限つて質問してみたいと思ひます。

全体から見ますと、この姫路城の修理によつて減員される人数は七十一名、そして二十三名の増員がございまして、現実には四十八名です。この文部省設置法の一部改正によつて三千八百人ほどの人がふえる。その中で四十八人ほどの問題はささたる問題であるといふようなところをえ方をしてもらつたら困ると思ひます。そこで非常に不審に思ふことがございまして、いまから文化財保護委員会の局

長にお聞きしたい、こういうふうな思いに思ひます。あなたのはうでは、いままでもいろいろなこの問題について非公式にもお聞きいたしましたし、この問題が提起されてからも、この委員会でも一回お聞きいたしました。しかしながら、その後の運び方を見ておきますと、なるほど三千八百人ふえるところの文部省設置法の一部改正案といふものは、非常に重大です。私もこのことをせかれる意味はわかりますけれども、そのせかれるといふことの中に埋没して、こういう重要な問題は見過ごしていくといふ感じが、その中にひつくるめて先に進んでしまふといふ態度が見える。私は、これは第一に不審にも思ひますし、遺憾にも思ひます。そこで私は、そうあつてもいいかとは思ひ、こゝろ思ひます。

そこで、この間に立つて、先般来入木政務次官が、あなたと私とそれから文教事の理事の山中さんと八木さん、この四名でべん話し合おうじやないかといふことを先週の本曜日にお話になりました。しかしながら、このことが実行されてないままに、これを強引に進めようといふような形跡がある。これが一つ。

第二点に申し上げたいことは、八木次官の話の中から、これはささたる問題かもしれないけれども、私がこのことについて感情的になつておる——八木さんがそんな話を知つておられるはずはないんです、あなたとのやり取りで、あなたは、このことに対して私が感情的になつておるといふ把握のしかたをされておるようですが、決してそういうことではありません。首切り問題は、四十八名にせよ、炭鉱労働者

の首切りの問題や駐留軍の労働者の職を失ふ問題と、私は何ら選ぶところがなかつたと思ひます。この文化財保護委員会に從事しておる労働者は、三十六年、三十七年にかけて、予算定員でなくして、定員法に言うところの定員になつておるのです。いわばあなたのかわい部下といふことになりまして、この文部省設置法といふこの法律を通さうといふことをせかれるあまり、その中にひつくるめて埋没して進めていくといふことに対して、私は非常に不審に思ひ、遺憾に思つております。

それからもう一つの問題点は、あなたと、あるいはまたあなたの下におられる課長さんあたりと労働組合との折衝の中で、だんだんその内容が変質してきておる。このことも私は非常に遺憾に思ひます。これが第二番目の問題です。

三番目は、国家公務員として配転をいろいろお考えくださることが本筋であります。しかし、それが一歩ずつ、地方公務員にかなり配転します。そのことは、現地の労働者諸君も認めて話をしておるようでございますけれども、これにおきましても、かなり姫路市との折衝の中で質が變つてきておる。私は土曜日に歸つて、現地の様子やら姫路市と話をした様子を全部聞いてまいりましたが、必ずしもあなたが言われているような程度ではございません。

その三点を非常に不審に思ひますので、以下順を追つてお聞きしたいと思ひますが、あなたは文化財保護委員会に働いておるところの人々、いわゆる定員の方々に對しまして、身分を守

ろうという立場でこれを進めておられるのか、首切りを何とかごまかしてやつていきたいといふ考え方で進めておられるのか、その点からお聞きしたいと思ひます。なお、身分を守らうといふ考え方は、それは法律のどこに照らしてやつておられるのか、あるいは首切りをいさゝく促進しようといふことになれば、それは法律のどこに従つてやろうとしておられるのか、まずそこからお聞きしたい。

○宮地政府委員 いろいろおっしゃいましたが、最初の八木政務次官と先生との話し合いという問題ですが、実はこれは先週、先生が政務次官室においでになるといふことで、私も待機をいたしておりました。ところが、政務次官のお話では、その日の前の晩宿舎でお会いになられたといふことで、ともかく三木先生のほうが御都合が悪くて来られなくなつたといふようなお話で、私も、政務次官も、また社会党の先生も、結局待ちぼうけを食つたような形でございます。

それから、その他感情的な問題云々といふようなことは、政務次官のおっしゃいましたことで、私はよく存じませんので、その点は省略いたしますが、次に職員との折衝の過程において、だんだんと話の内容が變質してきておる。それから市との折衝において、地との間にズレがあるといふことと現意味のお話でございますが、私も、課長も、決して課長が言つた場合と私が申しした場合と違つておるとは存じませんし、一つも——その變質の意味がよくわかりませんが、いわゆる悪い意味の變質といふたようなことはござい

せん。私も誠意を持つて最初から一貫して事に当たつておるといふふうに考へております。

それから第一に、今後減員になる定員について、身分を守るのか、それとも首切りをしようと思つておるのかといふお話でございますが、これは一応国家公務員法の規定によりまして、ある仕事が必要になりますので過員を生ずるという条項に該当すると思ひます。しかしながら、私どもといたしましては、先生が御指摘のように、文化財事務局の定員の職員でもございまして、全部私の部下でございまして、したがって、これらの人々が姫路の仕事が終つたからおまえらはもうかつてにどうにでもなれといふような気持ちでは、毛頭ございせん。できることなら定員が削減されないで、仕事が済んでもまた國の仕事があるようにといふことも願つたのでございまして、一応姫路の國としての仕事も大半終わりますので、したがって、公務員法上の規定に基づいて過員を生ずるので、形式的にはこれらの人々は減員の対象にならざるを得ない。しかし、実質的には、いろいろな配置転換——国家公務員としての配置転換を考へてあげるとか、あるいは大部分の方々が姫路の地元の方でございまして、姫路周辺の自宅から通るような、国家公務員でなければ地方公務員といふようなこととございまして、第二次的には地方公務員といふたようなことで、誠意を持つて私ども考へてきましたので、形式的に過員を生じ、減員になるから、もうそれで終つたのだといふような心がまえでなく、実質的には定員が統いておると同じような気持ちで配置転換を

の他就職あつせんにあたつてきておるのでございます。

○三木(喜)委員 第一に触れましたように、あなたのほうでも思い違いがあるようです。私は八木さんと話をいたしました。その日の午後まで待つておりました。そして八木さんに電話をいたしました。八木さんの言われるのは、局長も大臣も参議院のほうでくづけになつておるから話ができない、こういうことなんです。したがって、両者の間には、そういう一つのやり方を来まして、食い違いがで、そこを来ましておきます。したがって、四者で話をすることが進行してないことは事実なんです。そういう約束をあなたのほうで破つたとは申せないと申しますけれども、現実にはそれができなかったという事です。

次に、その内容につきまして、私もいまからこの審議のやり方として、あるいは大臣がおいでになつておりますから大臣にお聞きするまでに、その四者の意見を調整する必要があるのかという事を、いまお聞きしておきたいと思つて、それによつて内容的に相当変質しているものがあるのです。あなたは、変質という事を節を交えたというようにおとりになつておるようですけれども、私の聞いておるところの内容が、給与も下がるとか、あるいはこれこれの人を採ると言つておつても、面接等によつてそういう人を探らないこともあるのだというように、あなた方が約束しておる内容とかなり変わつておるのです。いまここで一つ一つについて詳しく質問してお聞きしました。相手のあることですから、あなたの方のほうでも確かめてみなければ

わかれぬと思つておるのです、そういう内容の繁雑さを避けていきたいと思ふ。そうすると、四者で話し合ひといふことを進めていくほうが効果的ではないかと思ふのですが、その点どうですか。

○伊能委員 議事進行。本件については、当該委員会の質問に關連はありますが、どうも四者等いろいろ私的な問題もあるようでございますから、これはひとつまずそのほうでお話し願つて、文部大臣は、御承知のように先般の当委員会においても責任を持つてお世話を言つておられるのですから、ひとつ四者なら四者で、双方に誤解があつてもいいから、この問題をまずお話し合ひ願つて、木曜日のまことにまづお話し合ひ願つて、委員会の審議としてはやや不適当な感じもいたします。その辺三木さんの御意見も伺つて、適当に御処理願つたほうがいいのじゃないかと思つて。

○徳安委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○徳安委員長 速記を始めてください。

○三木(喜)委員 いまのは、そういうお取り計らいをしてもらうというように解釈してよろしいですか。

○徳安委員長 これは理事同士がお話になつたように、あなたもお入りになつて四人でお話しください。次の委員会まで一致点を見出すように努力していただくといふことでその問題は留保しておいてもらひ、次の問題で御質問があればひとつ……。

○三木(喜)委員 残余の問題について、そのときに話をする根本的な問題

についてお聞きしておきたいと思つておる。

いま法的根拠を明らかにしてもらひました。これは過員を生ずる、こういう国家公務員法の立場からこの問題の処理に当たつておるということなんです。が、廃庁廃官という立場をとつておられるのではないでしようね、その点ひとつお聞きしておきたい。

○宮地政府委員 廃官廃庁ではございません。過員でございます。

○三木(喜)委員 過員を生じたときは、法的にいいものと、他に配置転換、こういうことも定員の場合は考えなければいけないわけですね。

○宮地政府委員 過員を生じた場合の扱ひは、これは法律事項ではございませんで、先ほどから私が申しておりますように、自分が今まで使つた部下であるから、定員が續いておると同じように配置転換を考へる、あるいは地方公務員に世話をすると、実質的なやり方はいろいろあると思つて、それについての法律規定はございません。

○三木(喜)委員 そういう取り扱ひで私も納得いたします。

續きまして、先ほど申しました変質をしておる問題について申し上げたいと思つて、この前の委員会でも質問しました。この前のあなたのお話の中で、過員を生ずると思つたものについては、姫路市それから他の国家公務員の職場、それから補助金事業のほうにこれを回す、こういうふうな言つておられますが、補助金事業というものは、それだけの人数を消化し得るだけのものを保持していないと思つて、それから他の国家公務員のほうも、それだけない

ように思つておる。あなたのお話の中では、民間の労働者としてお世話をしよ、現実に播磨造船等かなり高給で雇ひ入れようと言つておつたといふこと

でございますが、これは職場保障はできるが、身分保障との関係はかなり離れておるようには思つておる。こういう点が現地の問題になつておる。したがつて、あなたの考へ方においても質が變つておるようには思つておる。なぜそういうことを言ふかといふと、この問題を最初に提起されたのは、三十七年度の六月に労働組合としては非常に心配して、定員法上の定員として今後処置してくれといふことで、一、三十九年度以降の中で可能な限り文化財保護事業計画を立案し、首切りはしない、二番目は、一項を原則として努力するが、最悪の場合においても他官庁への配転を考慮する、三、三十九年三月末日までに文化財保護委員会の責任において配転を終る、四番目は、定員は姫路城だけの問題ではなくて、全体の問題である、五、三十八年三月に具体的計画を提示する、こういうような五項目にわたつて確認をしておるわけなんです。その中では、いま言うような民間の会社なんかには送るというやうなことは確認されていない。それが現在では、それにいかないことが、われわれの努力に對しましてありがたく思つていないといふやうなところを、あなたがしつておられるように思つておる。どうですか。

○宮地政府委員 補助事業を世話をするといふことも補助事業はないであらうといふ話ですが、補助事業を計画しておりますものは、文化財保護委員会のほうでございます。私が責任を持ちま

して補助事業をあつせんするといふことを申し上げておきますので、私を信用していただくかなければ、幾ら申し上げてもしょうがないのですが、私が補助事業に責任を持つてあつせんしますと申し上げておるわけでございます。

具体的に例をとれば、あの人々がそこに行つてくだされば、受けざらして補助事業を計画してその人々をあつせんし得るところは、十五名くらいはございます。しかし、姫路市市内であるとか、あるいは家をせよお世話をしようといふ考へ方で、十五名行く場所がございまして、やはりそれほども行つていただく必要はないので、十名近くの方であれば、姫路市から、自宅から通るやうなところへお世話できるやうな考へ方をしております。具体的に申し上げれば、広峰神社とか円教寺といったやうなところでございます。ですから、これはどうか私の申し上げることを御信用いただきたいと思つて。

それから播磨造船に私は行けと言つたのはございせん。前会三木委員からの御質問で、民間等でありましたら、一例を申し上げれば播磨造船等は給与をよくして採ると言つておられるけれども、あの人々は、国家公務員ないし地方公務員といったやうなことを主眼にしておられますので、民間へのあつせんは考へていない。一例を申し上げれば、民間等でもないのだからあつせんといふところもありませんが、それはあの人々のお気に召さないものであつせんをしようとは思つていませんといふ話の過程で申し上げたのでございます。したがひまして、現在おる職員に民間に

行きなさいというような話は、現在いたしてありません。

それから身分保障ということですが、補助事業は、国家公務員、地方公務員ではございません。いわゆる身分保障というのが法的に義務はございませぬけれども、先ほど来申し上げてますように、実質的に現在おる方々が希望されるそこに就職あっせんをしてあげたいという気持ちはございます。しかし、国家公務員ないし地方公務員ということが身分保障で、それ以外は、補助事業が幾ら姫路市内で自宅から通えるところであっても、行かないのだということでありまして、先生がおっしゃいますように、ぐあいが悪いかもしれません。国家公務員、地方公務員として受けさらはありますけれども、同じ公務員でも、自宅から通えるか、さもないれば家がなければ行けないという条件がございまして、したがって、それでは全部の方を公務員にお世話できない。しかし、自宅から通える、あるいは宿、家を世話するという条件を重く見れば、補助事業なら責任を持っていたしますというふうに申し上げておるのでございます。

○三木(喜)委員 その点は、あなたの説明でよくわかりました。しかし、補助事業も民間も同一種類のものである、こういうふうに把握していいと思うのです。そこであなたのほうでは、国家公務員についても、あるいは地方公務員についても、現在いろいろな交渉が進行中である。これは写真には載せられないかもしれない。しかしながら、進行中なら、どこかにそういう開拓の努力のあとがありそうなのですか。どういうようにそういう努力

のあとがございしますか。

○宮地政府委員 これは、時間の関係もございしますから一々は申し上げられませんが、私、昨年一月十五日に文化財事務局のほうへかかりまして、それから現在まで日記のようにつけておりますから、御必要ならば委員会外で御説明いたしたいと思っております。御納得のできるようにあつせんを今日まで、私をはじめ次長、課長、課長補佐、係長、こういったような者が、回数にいたしまして数十回も姫路に行きあるいは大学その他に参りまして、折衝いたしておるのでございます。

○三木(喜)委員 必要ならといって、必要だから聞いておるんじゃないですか。それから数十回もやられておることは、内容的にあなたの方労働組合あたり、私のほうにも話をせられて聞いておりますけれども、現在進行中で、新しい開拓がどれだけでおるかというところだけ聞きたい。前々から聞いておる分については必要ないので、その後の進展がどうかということだけ聞いておる。

○宮地政府委員 先生がどこまで聞いていらっしゃるかあれでございますが、当初八十八名の定員でございまして、一月三十一日現在で申し上げますと七十四名残っております。このうち、一月三十一日以降あたりであろうと思っております。それを申し上げます。公務員では、その後大和郡山松嶺荘、姫路病院、姫路刑務所、農工大学といったところに四名、二月一日以降折衝をしまして、発令を済ませました。それから発令は済んでいませんが、その後確定して発令寸前にありますのは、明石病院、加古川刑務

所、江戸城でございします。現在交渉中のものは大阪芸芸大学。一例でございしますが、姫路市等を除きますれば、公務員では二月一日以降八名の者がそういう形で出ておるわけです。

○三木(喜)委員 これをあなたにもらったとき以後——これには九名ないし十一名については福泉療養所、大阪大学、大阪芸芸大学、神戸大学、東京歯科大学、東大、こういったように今後の動きについて提示されております。それ以前の分についてはお聞きしたわけですが、ここにお書きになっておる分が、全部可能になっておるのですか。それから兵庫県職員としてのあつせんをしようということとその後の努力として言っておられるのですが、これは現在開拓されておりますか。それとも写真裏を示していただくことに非常に関係がありますので、お聞きしておきます。

○宮地政府委員 いま御指摘のそれは、いわゆる私の腹の腹もりを申し上げた資料でございします。したがって、私としましては、その資料は個人的に、こういう席でないところで三木先生とお話するための資料でございしました。それを引用されますのでちよつといかがかと思ひますが、御質問でございしますのでお答えさせていただきますが、そこにおあげになったような公務員、これは私のほうは受けざるとしてあるのです。大学に待ってもらっているのです。しかしながら、姫路のほうで希望者が出てこないわけです。それは依然として、自宅から通える場所でない、それから家がないではないかということ、あの人々が、その言ったところへは具体的に希望が出

てこないのでございます。それから兵庫県のことでございします。これはむしろ三木先生も兵庫県に自分が努力してやるというふうにおっしゃいましたが、私のほうも努力いたしておりますけれども、兵庫県のほうはまだ具体的な話になつておりません。

○三木(喜)委員 それで設計図はわかりました。あるいは進行の状況もわかりました。続いてあなたがこの間の委員で答弁されておられますのは、姫路市に対してこちらから城を移管する場合同、それについておるかどうかの労働者も頼むというところは法的には不可能である。ただ、政治的な一つの交渉としてこれをやる以外にない、こういったように答弁されておられます。それでよくわかるわけですが、ただ、ここに国から市に移管する場合に、市との間に覚書きをとっておられたと思うのです。労働者について、さらにまた重要な文化財について、当然法的措置をとられておるだろうと思ひますけれども、労働者についてそういう約束をされたことについて、両者の間に覚書きがとられたのかどうか、ただ口約束だけかどうか、聞かしていただきたい。

○宮地政府委員 覚書きの趣旨がよくわかりませんが、私が申し上げておることは、もちろんこれは三木先生のおわかりと思いますが、姫路のほうで何名探ると言ひますが、まだ四月一日以降のこと、そのためには市条例もつくらなければいけませんし、市議会にもかけなければいけません。そういうふうないろいろな手続上の前提がございします。これは市長と私の人間同士のお互いの信用という点に立脚

しての話し合いでございまして、おっしゃる形式的な覚書きといったようなものは交換いたしております。

○三木(喜)委員 それで、このように答弁として、私の要求しておることに對しまして、形式的な書面によってはおつていない、そのお答えでけっこうなんです。転出ということについては、約四十名なら四十名ということ、労働組合との交渉の中で姫路に四十名くらい採ってもらおう、こういった計画を立てておられたのです。それが現在三十名になつておる。そこでこれはかりに市長と交渉する場合には、願わくばという私の気持ちはですが、四十名採るといふことについては好意をもつて実現しなさい。もちろん市条例もやらなければならぬでしょうし、さらに議会の協賛も経なければならぬでしょう。そのことを頭ごなしに押つけて、非民主的なやり方をしてきめてくれというふうな言い方ではありせん。だから、そういうことはできないことははっきりしております。そんなことを答弁の中で言つても、それは要らないのです。ただ、お互いにそういう好意をもつてやろうということをお約束としてはつきりしておかなければ、三十七年から八年にかけての話し合いの中では四十名だったのが、現在では三十名になつておるというふうな実態の中で、お聞きしておるわけ

です。続いてお聞きしたいのは、あなたの方と労働組合との話し合いの中で、最後になつてまいりますと、組合を軽視して、どんどんと組合の内部の者と個人的に話し合いを進めておる。もちろん

三月三十一日は切迫しておりますから、そういうことを言うておられないといふようなことがあるのでしゅうけれども、まずそれをお聞きしておきたい。組合をオミットして話を進めておるといふような方策をとられておるのではないか。それから第二は、前にも事務所におられる加藤主任も言っておられるように、組合の内部の特定の幹部に対して、どこの職場も受けてくれない、官が責任を持つて身分を保障することはできない、それで差別をしたというふうな、こういう受け取り方をしておるのです。これが最後の問題になつてくるだろうと私は思うが、この二つの点についてもう一回承っておきたい。

○宮地政府委員 組合は、人事院に登録しておる組合でもありますし、私も組合に干渉するようないことは、毛頭いたしておりません。組合に話すべきことは話しますし、組合に話さないでもないと思われれることは話しておりますが、要するに組合を軽視するようない態度をとつた覚えはございません。それから組合員の中で差別待遇をするといったような気持ちは、少なくとも私のほうでは持つておりません。

○三木(喜)委員 一切の差別はしてありません、今後もしません、本質的には何ら変わっていない、こういうふうなお話ですけれども、これは次の四者会談のときに私は話として出したいといふふうに考えますので、一応承っておきたい。

時間もだいぶん経過しておりますし、四者会談もございますから、詳細な点はそのときに譲りまして、次会にまた質問をさせていただきます、こういう

ぐあいに考えます。

○徳安委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる十二日、十時理事会、十時十五分委員会を開会することとし、これにて散会いたします。
午後一時二十三分散会